

○大府市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、現在使用している単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るとともに、生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という。）の除去率90%以上で、かつ放流水に含まれるBODの日間平均値は20mg/l以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）をいう。
- (3) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取処分する方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、大府市内全域で下水道計画区域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第137号）第14条の6第1項に規定する生活排水対策重点地域（境川流域）内で、7年以上下水道の整備が見込まれない地域は除く。）を除く区域において、現在使用している単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止して、処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽を設置する者（専用住宅に設置する者に限る。）とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅の新築又は全部を改築することに伴い合併処理浄化槽を設置する者

(3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(4) 国及び地方公共団体

(5) 販売の目的で合併処理浄化槽を設置する者

(6) その他市長が適当でないと認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書両面の写し（受付印のあるもの）又は建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 排水経路図

(4) 設置場所の案内図

(5) 合併処理浄化槽設置工事の見積書の写し

(6) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(7) 「小型合併浄化槽施工技術特別講習会」修了書又は昭和63年度以降に資格を有した浄化槽設備士免状の写し

(8) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の写真

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(補助金の変更申請)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項に規定する補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金変更交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により補助対象者が、合併処理浄化槽設置事業を完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は当該年度の末日までのいずれか早い日

までに、実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第10条の規定に基づく、浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 施工の写真
- (4) 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取便槽の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付額確定通知）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、速やかに実績報告書を審査するとともに現地調査を行い、合併処理浄化槽設置事業費の補助金交付決定の内容及び附帯条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に適合しない場合は、改善するよう指示することができる。指示に従わない場合は、補助金不交付通知書（第7号様式）により通知することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付額を確定した後に補助金を交付する。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

（検査）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、担当職員をして合併処理浄化槽の設置工事の状況を現場において確認させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の規定は、平成 2 8 年 7 月 1 日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

人 槽 区 分	補 助 金 限 度 額
5 人槽	1 8 0 , 0 0 0 円
6 ~ 7 人槽	2 4 0 , 0 0 0 円
8 ~ 1 0 人槽	3 0 0 , 0 0 0 円